

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大 衡 村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大衡地域

(1) 現況

本地域は、宮城県のほぼ中央に位置しており、農用地は概ね平坦地域となっているが、西部、東南部は起伏が多様で、緩傾斜をなす丘陵地帯である。経営形態は、良質米のひとめぼれ、ササニシキの産地として稲作農業が中心だが、畜産や野菜等との複合経営も行われている。

本地域では、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、将来的に農地の保全が困難となる恐れがある。このことから、将来の水田農業を担う農業者を育成するため、認定農業者あるいは一定規模以上の面積を耕作し、将来的にも地区の農業を担える者を、担い手として位置付けをし、農地の利用集積を推進している。

しかし、担い手のみでの農地及び農業用施設の保全管理には限界があり、現状では、新たな遊休農地の発生や施設の機能低下といった問題が懸念される。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、担い手、集落営農、生産法人、地域住民等が一体となり、地域で農地や農業用施設等の保全に取り組むことで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大衡区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。